

令和6年度松本合同庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託契約書（案）

長野県松本地域振興局長 宮島 克夫（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇（以下「受託者」という。）は、次の条項により、松本合同庁舎自家用電気工作物保安管理業務に関する委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（秘密の保持）

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（委託業務）

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

（1）業務の名称 令和6年度松本合同庁舎自家用電気工作物保安管理業務

（2）業務の内容 別添「令和6年度松本合同庁舎自家用電気工作物保安管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（履行期間）

第3条 委託業務の履行期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、年額〇〇〇〇円（月額 〇〇〇〇円）とする。

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 年額〇〇〇〇円×10/100円、月額 〇〇〇〇円×10/100円）

（契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金〇〇〇〇円をこの契約と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、第7条第2項の規定により検査に合格し、委託業務完了報告書（成果品）の引き渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

第5条 契約保証金は、〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。

2 受託者が、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として委託者に納付するものとする。

（委託業務の処理方法等）

第6条 受託者は、別添の「仕様書」に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 受託者は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、その旨を委託者に届出なければならない。

4 受託者は、委託者から請求があったときは、委託業務の進捗状況について委託者に報告しなければならない。

（業務完了報告及び検査）

第7条 受託者は、毎月、委託業務完了後5日以内に、業務完了報告書を委託者に提出し、検査を受けなければならない。

- 2 委託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に受託者立ち会いの上で、その検査を行い、合格したときは引き渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- 4 前2項の規定による検査に要する費用は、受託者の負担とする。

(委託料の支払)

第8条 第4条に規定する委託料は月払いとする。

- 2 委託者は、前条の規定により引き渡しを受けた後、受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- 3 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるとときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第10条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない種類又は品質に関して契約内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの責任において当該成果品を補修し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第13条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料又は履行期間その他の契約内容を変更するものとする。
- 3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第14条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第14条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(歳出予算に計上されない場合の解除)

第14条の4 委託者は、委託者の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその賠償を請求することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第15条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに委託業務完了報告書（成果品）を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務完了報告書（成果品）を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年〇.〇%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第8条第2項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年〇.〇%の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第10条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第14条から第14条の3までの規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

5 委託者は、前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 受託者は、第1項又は第3項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第16条 受託者は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第16条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第17条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（疑義の解決）

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（個人情報の保護）

第19条 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

（A）この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者と受託者が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

（B）この契約の締結を証するため、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、委託者と受託者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[注]（A）は紙の契約書を作成する場合、（B）は電子契約を行う場合に使用する。

令和6年 月 日

委託者 住 所
職・氏名

長野県松本市大字島立1020

長野県松本地域振興局長 宮島 克夫 印

受託者 住 所
法 人 名
代表者職・氏名

印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

- 第3 この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(持ち出しの禁止)

- 第4 個人情報が記載された資料等を委託者の許可なく指定された場所以外に持ち出してはならない。

(目的外利用・提供の禁止)

- 第5 この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

- 第6 この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止に努めるとともに、受託者は個人情報の適正な管理をするために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第7 委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、複写及び複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 委託者の承諾のあるときを除き、個人情報を取り扱う業務は自らがを行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還)

- 第9 この契約による業務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者等が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(業務従事者への周知及び指導監督)

- 第10 受託者は、この契約による業務に従事している者に対し、次の事項を周知するとともに、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該業務に関し知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
- (2) 前号に違反した場合は長野県個人情報保護条例（平成3年3月14日条例第2号）上の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3) その他この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

(事故時の報告対応)

- 第11 受託者は、個人情報の取扱いについて違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告しなければならない。